

滋賀県林地開発審査基準の改正について

1 今回の審査基準の改正について

- ・近年、本県においては太陽光発電施設に係る林地開発について申請件数が増加するとともに、大規模な案件も計画されている状況にあり、周囲への影響の面から慎重な審査が求められている。一方、審査基準は国の技術的助言に基づき定めているが、水質、景観の基準については特に具体的には示されていない。
- ・こうしたことから、太陽光発電施設の設置に関する林地開発の許可状況や林地開発審査基準などについて全国（都道府県）調査を実施。
- ・この結果等をもとに本県の審査基準を検証し、住民等の不安をやわらげ、森林の適正な土地利用が確保されるよう基準を改正。

2 林地開発許可制度（森林法）

- ・1haを超えて森林を開発する場合は県知事の許可が必要である。
- ・審査のチェックポイントは災害の防止、水害の防止、水の確保(水量・水質)、環境の保全(自然・生活)の4つである。
- ・上記の審査基準を満たしている場合、許可しなければならないとなっている。

3 全国(都道府県)調査結果（審査基準の設定状況）

- ・概ね国から示された審査基準を採用されており、本県より厳しい基準を設定している都道府県はなく、水質、景観についても独自基準を設けている都道府県はなかった。
- ・水害防止の基準となる洪水調整池の算定因子は、ほとんどの都道府県が1/30年確率を採用しているのに対し、本県は最も厳しい1/50年確率を採用（本県以外では3県が採用）。

4 審査基準の改正(案)等の概要

(1) 改正(案)の主な内容

- ① 水質の悪化防止について、土砂を沈殿させ事業地外へ流出する濁りを軽減させるため「必要がある場合には、沈砂地または沈殿池の設置、その他の措置を講じること」を追加（従来、指導により行っていたものを明記）。
- ② 景観の悪化防止について、施設の目隠しとなるよう「施設の周辺に森林を残置しもしくは造成森林を設置するなど対策を講じること」を追加（これまででは森林の

配置の規定がなかった)。

- ③ 基本事項として、「地域社会にとって災害・水害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有する森林については、開発行為を極力避けることや開発面積を可能な限り小さくすることを検討し、開発を行う場合にあっても森林が有する役割を認識し、森林の機能を阻害しないよう十分留意すること。
また、事業者は、事業計画策定の初期段階から地域住民等関係者に対し事業計画を周知し、事業実施にあたっては住民の生活に悪影響を及ぼさないよう十分配慮すること」を追加。
- ④ 法面保護の工法選択基準を明確にするため、「林道技術基準、治山技術基準（林野庁長官通達）」を追加。
- ⑤ 造成森林等を維持するため、「野生動物による苗木の食害等により造成森林や緑地の維持に支障がある場合は、獣害対策を講じること」を追加。

（2）審査基準以外の対応

- ① 林地開発許可の通知文に太陽光発電の事業計画策定ガイドライン（資源エネルギー庁策定）の遵守を明記。
- ② 完成後の施設について、水源林保全巡視員が定期的にパトロールし、法面や防災施設等の状況を確認して、必要に応じて事業者に維持管理するよう申し入れることとする。

（3）改正時期

この改正を12月中に施行予定（施行後の林地開発許可申請に適用）

滋賀県林地開発審査基準新旧対照表（抜粋）

旧	新
<p>第1 省略</p>	<p>第1 省略</p> <p><u>第2 開発に当たっての基本事項</u></p> <p><u>森林は、災害・水害の防止、水源の涵養、環境の保全など多面的な機能を有しており、それらを通して県民生活の安定および地域社会の健全な発展に寄与している。</u></p> <p><u>このため、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき開発行為の許可を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、地域社会にとって災害・水害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有する森林については、開発行為を極力避けことや開発面積を可能な限り小さくすることを検討し、開発を行う場合にあっても森林が有する役割を認識し、森林の機能を阻害しないよう十分留意すること。</u></p> <p><u>また、事業者は、事業計画策定の初期段階から地域住民等関係者に対し事業計画を周知し、事業実施にあたっては住民の生活に悪影響を及ぼさないよう十分配慮すること。</u></p>
<p><u>第2 一般基準</u></p> <p><u>1 立地上の問題</u></p> <p><u>森林法第10条の2に規定する開発行為の許可を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、関係法令の規制状況等を参考に事業計画を作成するものとする。また、事業計画策定にあたって、次に掲げる森林については開発行為を極力回避するよう努めること。</u></p> <p><u>ア 地域森林計画において樹根および表土の保全その他林地の保全特に留意すべきものとして定められている森林および更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林</u></p> <p><u>イ 市町村森林整備計画の中で「公益的機能別施業森林の整備に関する事項」における「水土保全林」（森林法施行規則第9条の2第1項ロの森林）の区域のうち伐採方法その他施</u></p>	<p><u>第3 一般基準</u></p> <p><u>1 削除</u></p>

滋賀県林地開発審査基準新旧対照表（抜粋）

旧	新
<p><u>業の方法を特定する必要があると定められている森林および「森林と人との共生林」（森林法施行規則第9条の2第1項への森林）の区域として定められている森林ならびに森林施設共同化重点地区に指定されている森林</u></p> <p><u>ウ 集落の周辺に位置し飲用水の取水が行われている森林、溜池の周辺の森林等局地的な水源かん養機能の高い森林</u></p>	
<p>2 事業の確実性</p> <p>(中略)</p>	<p>1 事業の確実性</p> <p>(中略)</p>
<p>第3 災害の防止（森林法第10条の2第2項第1号関係）</p> <p>1 ~ 2 省略</p> <p>3 切土</p> <p>(1)~(2) 省略</p> <p>(3)法面保護</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 法面保護は次の技術的基準により行っていること。</p> <p>(中略)</p>	<p>第4 災害の防止（森林法第10条の2第2項第1号関係）</p> <p>1 ~ 2 省略</p> <p>3 切土</p> <p>(1)~(2) 省略</p> <p>(3)法面保護</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 法面保護は「林道技術基準」、「治山技術基準」（林野庁長官通達）および次の技術的基準により行っていること。</p> <p>(中略)</p>
<p>第5 水の確保（森林法第10条の2第2項第2号関係）</p> <p>1 代替措置</p> <p>他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している</p>	<p>第6 水の確保（森林法第10条の2第2項第2号関係）</p> <p>1 代替措置</p> <p>他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している</p>

滋賀県林地開発審査基準新旧対照表（抜粋）

旧	新
<p>森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置をすること。</p>	<p>森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置をすること。<u>その場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれがないこと。</u></p>
<p>2 水質の悪化防止</p> <p>周辺における水利用の実態等からみて、土砂の流出による水質の悪化を防止すること。</p>	<p>2 水質の悪化防止</p> <p>周辺における水利用の実態等からみて、土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池または沈殿池の設置、その他の措置を講じること。</p> <p><u>沈砂池、沈殿池等は、立地条件等を勘案して、その目的および必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるような構造とすること。</u></p>
<p>① 第6 環境の保全（森林法第10条の2第2項第3号関係）</p> <p>(1) 森林の割合及び配置</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 省略</p>	<p>② 第7 環境の保全（森林法第10条の2第2項第3号関係）</p> <p>1 森林の割合及び配置</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>野生動物による苗木の食害等により造成森林や緑地の維持に支障がある場合は、駆害対策を講じること。</u></p>
(中略)	(中略)
<p>2 周辺地域の保全等</p> <p>騒音・粉じん・風害等から、周辺地域の保全及び貴重な動植物の保護等の必要がある場</p>	<p>4 周辺地域の保全等</p> <p>騒音・粉じん・風害等から、周辺地域の保全及び貴重な動植物の保護等の必要がある場</p>

滋賀県林地開発審査基準新旧対照表（抜粋）

旧	新
合には、森林区域内の適切な箇所に保全区域を設置すること。	合には、 <u>開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置または必要に応じた造成森林等を設置すること。</u>
<u>3 景観の維持</u> 市街地・主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、法面を極力縮少するとともに、小段間の高さを低くしたり、中段に広めの小段を設け、客土をしたうえで植栽するなど早期緑化に努めること。	<u>5 景観の維持</u> 市街地・主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、法面を極力縮少するとともに、小段間の高さを低くしたり、中段に広めの小段を設け、客土をしたうえで植栽したり、 <u>開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置しもしくは造成森林を設置するなど対策を講じること。</u>